

## 地域型住宅グリーン化事業の創設

住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室  
企画専門官 坂田昌平 (内線 39-413)

### 1. 目的

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。

### 2. 内容

#### ○ 事業内容：

- (1) 本事業に取り組もうとする、流通事業者、建築士、中小工務店等からなるグループによる、「『地域型住宅』生産の基本方針」及び「『地域型住宅』生産の共通ルール」に関する提案を募集。
- (2) 優れた提案に対し、これら提案内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が提案を採択。
- (3) 採択されたグループに所属する中小工務店によって供給される、木造の長期優良住宅、ゼロエネルギー住宅及び認定低炭素住宅並びに認定低炭素建築物等の一定の良質な建築物（非住宅）の整備に対して支援。

#### ○ 事業主体：民間事業者等

#### ○ 補助対象：

##### ①長寿命型

建設工事費のうち、長期優良住宅にすることによる掛かり増し費用相当額

##### ②高度省エネ型

建設工事費のうち、ゼロエネルギー住宅又は認定低炭素住宅にすることによる掛かり増し費用相当額

##### ③優良建築物型

建設工事費のうち、地域性に配慮した木造の認定低炭素建築物（非住宅）等の、一定の良質な建築物にすることによる掛かり増し費用相当額

①、②については、柱・梁・桁・土台の過半において、都道府県の認証制度などにより産地証明等がなされている木材（以下、「地域材」という。）を使用する場合、地域材使用による掛かり増し費用相当額を追加。

○ 補 助 率：

①長寿命型

1/2（建設工事費の1割以内の額で、戸当たり100万円を上限（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり120万円を上限）とする。）

②高度省エネ型

1/2（建設工事費の1割以内の額で、ゼロエネ住宅については戸当たり165万円（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり185万円を上限）、低炭素住宅については戸当たり100万円を上限（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり120万円を上限）とする。）

③優良建築物型

1/2（床面積1㎡当たり10,000円を上限とする。）

